

元請による一人親方への掛金納付について

1. 今後の取扱い

CCUSでは、一人親方として現場で働く労働者の就労の実態を確実に把握できることを踏まえ、今後、公共工事において元請が履行確認を適切に行う等、建退共制度が適正に履行されていることが担保されている場合は、元請による一人親方への掛金納付を可能とします。

2. 具体的な方法

機構の定める就労実績報告に基づき、元請に対し、任意組合が掛金充当請求を行います。

①電子申請方式

就労実績ツールを利用し、「被共済者就労状況報告書(日別報告様式)(事務受託様式第5号)」を作成のうえ、元請に提出し、掛金充当を受ける。

②証紙貼付方式

就労実績ツールを利用し、「被共済者就労状況報告書(日別報告様式)」、「被共済者就労状況報告書(月別報告様式)(事務受託様式第4号)」及び「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(事務受託様式第2号)」を作成のうえ、元請に提出し、証紙の交付を受ける。

(注)元請から掛金納付を受けた就労日については、任意組合で本人負担による掛金充当又は証紙貼付は行わないよう留意すること。

3. CCUSとの連携

CCUSと連携して掛金を納付する場合の取扱いについては、現在、建退共と建設業振興基金において手続き方法を調整中です。

建退共本部から、国土交通省およびCCUSの運営主体である(一社)建設業振興基金に対し、一人親方の実務的な取り扱いについて、CCUS加入事業所(共済契約者)と一人親方への周知について要請を受けているところです。状況がわかり次第、あらためてご報告いたします。